

顧 問 契 約 書

委 託 者 ○ ○ ○ ○

受 託 者 永岡玲子税理士事務所

業務委託契約書

印紙

200

委託者 ○○○○（以下「甲」という）と 受託者 永岡玲子税理士事務所
（以下「乙」という）は、下記の通り業務委託契約を締結した。

第1条 委嘱の範囲

- 記帳指導（日常の会計処理業務に関する自計化指導 及び 各種相談等）
- 月次面談（試算表チェック、経営・税務に関する各種相談等）
- 決算処理（決算書の作成）
- 税務申告（税務申告書の作成及び提出）
- 年末調整、法定調書等関連業務
- 税務調査立会
- その他 経理や税務に関する相談

第2条 月次面談（訪問）

甲と乙は原則として1年度内に4回程度の月次面談を行うものとする。
但し面談の必要性が増減したと甲乙双方において認識される時は、上記
面談回数が増減する場合がある。

第3条 資料提供

- 決算処理、税務申告および年末調整業務に欠かせない書類については、
甲は、乙が処理する為に必要な日時的な余裕をもって提供するものとする。
- 乙は、上記1.の書類については、どのような書類がいつまでに必要と
なるかということを明確に甲に説明しなければならない。

第4条 料金

- 甲が乙に支払う料金は下記の通りとする。

① 月額顧問料

消費税免税事業者年度 円（消費税抜）

消費税課税事業者年度 円（消費税抜）

② 決算申告料（*）

消費税免税事業者年度 円（消費税抜）

消費税課税事業者年度 円（消費税抜）

（*）之には年末調整関連業務に係る費用を含むものとする。

③ 税務調査立会の場合 日当 1日あたり 10,000円（消費税抜）

④ 修正申告書作成料 上記決算申告料の50%を上限として別途料金

2. 前項において合意した料金については、乙は甲が報酬振替口座として指定する金融機関の口座からの自動振替により受け取るものとする。
3. 甲が第1項の金員の支払いを3ヶ月以上怠った場合、甲は、支払期日の翌日より支払済みまで、年5%の割合（1年を365日とする日割計算）によって遅延損害金を支払うものとする。
4. 甲に下記の事由が生じた場合は甲・乙相談の上、上記1. ①記載の月額顧問料金を改定するものとする。
 - ① 甲が常時3種類以上の売上形態を有することとなったとき
 - ② 甲が乙の記帳業務についても請け負うこととなったとき
 - ③ 会計帳簿のチェックや税務相談等の業務が毎月発生することとなったとき
5. 甲に下記の事由が生じた場合は甲・乙相談の上、上記1. ②記載の決算申告料金を改定するものとする。
 - ① 甲の従業員数が常時 人を超えることとなったとき
 - ② 甲があらたに支店もしくは子会社を開設したとき
 - ③ 甲の取引形態が当初の予想に反して著しく複雑になったとき

第5条 秘密保持

乙は、委託業務の遂行上、甲より提供を受けた甲の情報について、守秘を徹底し、管理に必要な措置を講ずるとともに、第三者に開示し、または漏洩しないものとする。また、乙の従業員をして、かかる守秘義務等を遵守させる。

第6条 契約期間

この契約は 年 月 日より開始し、 年 月 日まで有効とする。但し、契約満了月の末日までに、甲、乙いずれかより解約もしくは条件変更の申し出がなければ、当契約は更に1年間自動更新し、その次の年も同様とする。

第7条 解約

この契約は下記の場合は、第6条にかかわらず解約となる。

- (1) 甲、乙いずれかが解約する月の前月末日までに解約の旨を伝えたとき。
- (2) 甲、乙いずれかがこの契約に違反したとき。
- (3) 甲が反社会的勢力(※)に属すると判明した場合
- (4) その他、当該契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき

(※)反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

第8条 合意管轄

本契約について係争が生じたときは、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条 その他

本契約に定めのない事項 並びに 本契約の内容につきやむをえない変更が生じることとなった場合には、甲乙協議の上、双方が誠意をもって之を解決するものとする。

この契約の成立を証する為正本2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保管する。

年 月 日

(甲) ○○市××町▲丁目□番

○○○○

代表取締役

Ⓜ

(乙) 兵庫県西宮市馬場町1-4 6F

永岡玲子税理士事務所

代表者

Ⓜ